

栃木県警察本部刑事部機動捜査隊運営規程

昭和 51 年 12 月 1 日

栃木県警察本部訓令第 15 号

趣旨

この規程は、栃木県警察本部組織規則（昭和 39 年栃木県公安委員会規則第 6 号）第 21 条の規定に基づき栃木県警察本部刑事部機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）の運営必要事項を定めたもの。

主な内容は下記のとおりである。

○ 任務

機動捜査隊は、捜査無線自動車により、その機動力、通信力及び捜査資機材を高度に活用し次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- 1 殺人、強盗、強姦、放火、大規模事件、事故その他緊急重要事件の初動捜査活動
- 2 犯罪の多発する地域における密行、張込み等のような撃捜査活動
- 3 緊急配備事件及び捜査本部設置事件の初期的応援捜査活動
- 4 その他警察本部長の命ずること。

○ 本隊及び分駐隊の設置等

機動捜査隊に本隊及び分駐隊を置く。

機動捜査隊の活動区域は、県内全域とし、本隊及び分駐隊において活動するものとする。

○ 勤務種別

隊長、副隊長、隊長補佐（南部分駐隊長に限る。）、庶務係、指導係以外の隊員の勤務は三交替制勤務による。

交替制勤務者勤務種別は次の各号に掲げるものとする。

- 1 待機～所定の場所において犯罪情勢の分析・検討・書類作成等を行いながら出動に備える勤務。
- 2 機動密行～犯罪多発地域において犯罪の予防及び犯人の検挙に当たる勤務。
- 3 出動～110番通報、被害申告等により緊急出動及び応援出動の勤務

○ 緊急出動

機動捜査隊員は、緊急を要する事件の発生を認知したときは、勤務種別のいかんを問わず出動するものとする。

○ 緊急走行

隊員は、現場急行、追跡等緊急自動車として走行するときは、隊長、副隊長又は隊長補佐の指揮を受けるものとする。